

防官文第 6 4 4 3 号  
2 6 . 5 . 8  
一部改正 防官文第 (事) 1 8 号  
2 7 . 1 0 . 1

大臣官房長  
各局長  
施設等機関の長  
各幕僚長  
情報本部長 殿  
技術研究本部長  
装備施設本部長  
防衛監察監  
各地方防衛局長

事務次官  
(公印省略)

コンプライアンスに関する意識の徹底、不適切な部下の指導及び自殺事故の防止並びに情報公開関係業務及び行政文書の管理の適正な実施のための措置の徹底について (通達)

防衛省・自衛隊においては、これまでも、コンプライアンスに関する意識の徹底、不適切な部下の指導及び自殺事故の防止並びに情報公開関係業務及び行政文書の管理の適正な実施のための措置を実施してきたところである。

しかしながら、今般、護衛艦「たちかぜ」乗員であった一等海士の自殺事案の東京高等裁判所の判決において、一等海士の自殺について、二等海曹の暴行及び恐喝並びに上司職員らの指導監督義務違反との間の相当因果関係が認められる旨、また、当該事案に関する情報公開請求に対する文書の特定作業において、当時の横須賀地方総監部監察官及び護衛艦「たちかぜ」の艦長が、開示請求に係る行政文書を保存していたにもかかわらず、これを特定せず隠匿した行為は違法である旨判示されたところである。

この判決を重く受け止め、このような事案の再発を防止するため、下記のとおり、これらの措置について一層の徹底を図ることとされたので、各位においてはその実施に遺漏なきを期されたい。

## 記

### 1 コンプライアンスに関する意識の徹底

防衛監察本部の協力の下、大臣官房長、各局長、防衛省本省の施設等機関の長、各幕僚長、情報本部長、各地方防衛局長及び防衛装備庁長官（第4項において「大臣官房長等」という。）は、コンプライアンスに関する意識の徹底を図るための教育を実施するものとする。

### 2 不適切な部下の指導及び自殺事故の防止

#### (1) 不適切な部下の指導の防止

防衛省・自衛隊において、暴行や脅迫が許されないのは言うまでもなく、職務上の指導などとして部下の職員に対し職務権限を超えて又は逸脱して不当に精神的又は肉体的な苦痛を与える行為についても私的制裁として厳に禁じている。これらは、各職員が肝に銘じるべきものであるため、改めて、監督者から部下の職員に周知徹底させるものとする。

#### (2) 自殺事故の防止

防衛省・自衛隊においては、これまでも各種施策により自殺事故の防止に努めてきたところであるが、前途ある職員を志半ばで失うことや悲しい思いをされる御家族がないようにすべく、その防止に一層努力しなければならない。

このため、監督者には、より一層、職場の人間関係、健康状態、日常生活態度の変化、家庭環境の変化等の部下の職員の状態の把握に努めさせ、機会を捉えて自殺防止及びメンタルヘルスに関する啓発教育等を実施させるものとする。また、監督者から各職員に対し、自己のストレスの軽減に留意し、悩みや問題を抱えた場合には、躊躇せずにカウンセリング、相談窓口等を活用するよう奨励させるものとする。

### 3 情報公開関係業務及び行政文書の管理の適正な実施

情報公開関係業務及び行政文書の管理は、防衛省・自衛隊の諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資すること等を目的としており、国民主権の理念にのっとり重要なものである。各職員は、かかる重要性に鑑み、関係法令等に従い、適正に情報公開関係業務及び行政文書の管理を行わなければならないことを再認識する必要がある。

これを踏まえ、防衛省本省の情報公開に関する訓令（平成13年防衛庁訓令第39号）第3条の防衛省情報公開管理者及び防衛装備庁の情報公開に関

する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第30号）第2条の防衛装備庁情報公開管理者並びに防衛省行政文書管理規則（平成23年防衛省訓令第15号）第3条及び防衛装備庁行政文書管理規則（平成27年防衛装備庁訓令第5号）第3条の総括文書管理者は、情報公開関係業務及び行政文書の管理の適正な実施を徹底するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 情報公開関係業務

機関等情報公開責任者等を通じ、情報公開関係業務に携わる全職員に対し、情報公開における行政文書の特定の重要性を改めて認識させるとともに、行政文書の特定に係る判断の正確性の確保について周知徹底を図ること。

(2) 行政文書の管理

機関等主任文書管理者等を通じ、行政文書の管理について職員を指導するとともに、行政文書の管理に係る状況の点検を実施すること。

4 各措置の実施状況の確認

大臣官房長等は、前3項に掲げる措置の実施状況について、適切に確認するものとする。

また、防衛監察監は、定期防衛監察等において、前3項に掲げる措置の実施状況について確認するものとする。